

さ情審査答申第133号
平成28年11月2日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年12月2日付けで貴職から受けた、「さいたま市の職員であった間の人事評価等の記録のすべてと免職処分決定にかかる文書（⑤体調不良により、弁明する日に、出向けませんでしたでしたが、そのまま、免職処分を決定されました。再度、弁明の機会を設けなかった理由⑥提出した弁明書に対する返答書、出向けなかった弁明の日に免職処分を決定した時の人員、と会議録）」（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年7月29日付け総人第1644号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象個人情報のうち不開示部分の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

(1) 弁明書面提出後、本人が体調不良により出向けず、再度、弁明の機会を与えられなかったことに対してのこと

そもそも刑事罰を受けるようなことで、免職処分を弁明するならば、「弁明の余地はない、機会は一度与えれば十分」という考え方をされても無

理はないが、難病を押して、しかも、市側の不手際で短期間に書かざるを得なかった弁明書であったのに、体力の消耗も大きかったという認識をしてもらえなかったのか、また、弁明の必要があるから、具合が悪い中でも苦勞して書きあげた重要な物という認識がないことに疑問を感じる。かたや、自己都合退職願いの書き方の説明などについては、自宅の病床サイドまで、担当者2名以上が押し掛け訪問してまで、延々自己退職の勸奨話をしていった経緯があったので余計に憤りを感じる。

やろうと思えば、代表者がそのように訪問で弁明の聞き取りもできたはずである。弁明書を書く期間は、病気の身体を考慮し1か月以上の十分な期間を与えること。弁明書を書いた者に関しては、弁明の機会を奪わないこと。

(2) 提出した弁明に対しての返答書について

必死に弁明書を書きあげても、「返答書」を返す義務がないというのも、社会通念上、おかしいことだと思う。「え？あの苦勞は何だったの？」と誰もが感じることである。「公平」「公正」と言いながら、このような大切なことに関して双方向ではなく、片方だけの都合で事務的に進んでいくのは如何なものか？弁明書に対しての返答は、敬意を持って返答書を返すべきでは。最低限の人権すら尊重されていない気がする。

(3) 本人不在の弁明の日の、審議内容・免職決定について

免職を決めるときの会議録も見せてほしいと開示請求したが、それも真っ黒で、どういう結論に達して免職処分と決まったかも真っ黒で様子かわからない。だれが何を言ったかを開示してほしいのではなく、内容が知りたいのである。免職処分と納得するものがないので、いまだに釈然としない、腑に落ちない、区切りがつかない。最低限どういうことで決まったかぐらいの内容は知りたいと思う。

人生をも変えてしまう事案でありながら、当事者にもどんな審議がされたか、ましてや公務災害申請されていたことは、色々な書類、弁明書で判る筈である。出席者の氏名等は、仮名で開示がいくらでも可能である。「処分に係る考え方」具体的な審議内容がわからないで「クビになる事に」納得できる人がいるはずがない。

個人名等を考慮し、開示することは可能。今後の処分事務を円滑にしたいと言うならば、なおさら、審議内容は、ガラス張りであるべき。「何処よりもガラス張りであるさいたま市」というスローガン？を見聞きしています。その分、色々な件で市民の関心は高いと思う。今回の免職処分が、双方に「公正」であるか、弁明書の訴えを誰ひとりとして調査しようと言う人が関係者にいたのかいなかったのか。

条例で決まっているというのはわかるが、原則と書いてある。私の免職処分に関しては、ガラス張りではなかったということが自分の中にあり、双方向ではなくて、一つの会議で決まってしまったということについて、自分の中で区切りがつけられない。ガラス張りであれば納得できると思う。

この文章からすると、「公正な処分の実施に不可欠な調査の円滑な実施」がなされた訳ですからぜひ、正々堂々と「調査内容・結果」を教えてほしい。

- (4) 直に意見を述べる機会も無い、その審議内容について、何も知らされることも無くその日に決定という、そのシステムについて

直に意見を述べる機会もなく、弁明書の訴えも実際、審議されたのか？その審議内容についても、何ひとつとして、知らされることも無く免職決定ができるというシステム自体、時代にそぐわないと感じる。

以上のことから、人権を尊重して頂き、免職決定前に「意見を述べる事」免職決定時に「審議内容の閲覧」を最低限のことをさせてほしい。秘密裏に人の人生決めないで欲しいということである。

- (5) 先が読めないこの病气。そうってしまったのは、やはり中尾小学校の勤務がもとなのである。そのことに関しての情報が真っ黒だと、自分の中で消化し切れない。相手が何を言ったかわからないのでは、反論の機会が失われてしまう。条例で決まっているというのはわかるが、血の通った開示をしてほしい。

開示してほしいと言っているところは、全て自分のことに関しての、自分がかかわったところである。それが黒塗りだということの不服申立てである。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 申立人は、さいたま市立向小学校業務主任として学校給食調理業務に従事していたが、平成24年9月19日付けで地方公務員法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第28条第1項第2号の規定により分限免職とされている。

申立人の分限免職の適否については、任命権者である教育委員会の諮問を受け、「さいたま市職員分限懲戒等審査委員会」（以下「委員会」という。）において、平成24年8月30日に審議を行い、平成24年9月4日付けで審議結果を教育委員会へ答申している。総務局人事部人事課が委員会の事務局を担当している。

申立人は、平成27年7月15日付け「個人情報開示請求書」により、申立人の免職の適否を審議した平成24年8月30日開催の委員会について、申立人が「体調不良により、弁明する日に、出向きませんでした。そのまま、免職処分を決定されました。再度、弁明の機会を設けなかった理由。」及び「提出した弁明書に対する返答書、出向きなかった弁明の日に免職処分を決定した時の人員、と会議録」を、開示請求した。

実施機関は請求に対し、「平成24年8月30日付け決裁文書・分懲委発第108号『さいたま市職員分限懲戒等審査委員会の審議結果について』のうち、会議概要の日時、場所、出席者、請求者に関する部分」を特定し、条例第14条第5号に該当する部分及び不存在の情報を除き、一部開示決定を行った。不開示及び不存在の理由は以下のとおりである。

2 「体調不良により、弁明する日に、出向きませんでした。そのまま、免職処分を決定されました。再度、弁明の機会を設けなかった理由。」について、法第28条第1項第2号の規定に基づく分限免職の適否の判断は、さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成13年条例第24号。以下「分限に関する条例」という。）第2条第1項の規定による医師2名の診断結果をもとに行っており、委員会において、審議に付された職員に対し、弁明の機会を設けることは必ずしも必要ではないため、当該個人情報は作成されておらず、不存在である。作成されておらず、不存在である個人情報を開示することは不可能であるため、当該個人情報を不開示とする決定を行った。

3 「提出した弁明書に対する返答書」について、委員会は、法の規定による分限、懲戒等の事案の処理の適正を期するために設置されたものであり、任命権者の諮問に応じ、分限、懲戒等の事項について調査、審議し、任命権者へ答申を行うことを役割としている。

このため、委員会規程（平成13年訓令第4号。）においても、弁明書等により示された審議に付された職員の意見に対して、委員会が返答書等を作成する義務規定はない。したがって、当該個人情報は作成されておらず、不存在である。作成されておらず、不存在である個人情報を開示することは不可能であるため、当該個人情報を不開示とする決定を行った。

4 「出向きなかった弁明の日に免職処分を決定した時の会議録」について、委員会の会議概要として、日時、場所、出席者、審議案件に係る審議内容等を記した文書を事務局は作成しているが、具体的な審議内容等は、分限、懲戒等の処分に係る考え方に関する部分であり、分限、懲戒等の処分に関する事務の性質上、これらが開示されると、処分の対象となり得る者や関係者に予断を与え、公正な処分の実施に不可欠な調査の円滑な実施を著しく困難に

するおそれがある。その結果、処分事案を検討するのに必要かつ十分な情報が得られなくなり、今後の処分事務の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため、条例第14条第5号に該当すると判断し、不開示決定を行ったものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

本件対象個人情報は、異議申立人が平成27年7月15日付けで開示請求を行った、「さいたま市の職員であった間の人事評価等の記録のすべてと免職処分にかかる文書（⑤体調不良により、弁明する日に出向けませんでした。そのまま免職処分を決定されました。再度、弁明の機会を設けなかった理由⑥異議申立人が提出した弁明書に対する返答書、出向けなかった弁明の日に免職処分をした時の人員と会議録）」である。

実施機関はこの請求に対し、弁明の機会を設けなかった理由及び弁明書に対する返答書については不存在による不開示決定を行い、委員会の人員と会議録については委員会の会議概要中4(2)所属長による概要説明及び質疑、4(3)審議及び処分の決定部分について、条例第14条第5号に該当するとして不開示決定を行った。

異議申立人は、実施機関が行った一部開示決定に対して「開示されなかったところ全てを開示して欲しい。重要ところが不開示であったため」として、異議申立てをしたものである。

2 本件処分の当否について

(1) さいたま市職員の処分に関する法規について

法第28条第1項第2号は、職員が、「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」においては、その意に反して免職することができる」と規定し、同条第3項は、職員の意に反する免職の手續及び効果は、「法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。」と規定している。

この規定に基づき定められた、分限に関する条例は、第2条第1項で、任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、職員を免職する場合においては、「医師2人を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。」としている。

また、委員会規程第2条は、第1項で、委員会は任命権者の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する職員の分限に関する事項について、調査、審議し、任命権者に答申するものとする旨規定し、第2項で、「委員会は、前項の規定による調査及び審議を行うときは、審議に付された

職員の所属長その他必要と認める者の意見を聴取しなければならない。」と規定している。

(2) 弁明の機会を設けなかった理由に関する情報の不開示について

実施機関の説明によると、審議に付された職員（異議申立人）に対し、弁明の機会を設けることは必ずしも必要でないため、当該個人情報を作成されておらず、不存在であるとのことであった。

そして、上記(1)の法規に、異議申立人の免職に関する手続きにおいて、弁明の機会を設けなければならないという規定は見当たらない。

また、委員会の会議概要中に、弁明の機会についての審議の有無の記載はない。

以上のことから、実施機関が弁明の機会を設けるか否かについて検討した様子も窺われず、その他当該情報に関する文書の存在を窺わせる具体的な事情も確認できないことから、弁明の機会を設けなかった理由に関する情報は不存在であると認めざるを得ない。

実施機関の当該個人情報が不存在として不開示とした判断は妥当である。

(3) 弁明書に対する返答書の不開示について

実施機関は、委員会規程においても委員会が返答書等を作成する義務規定はなく、当該個人情報は作成されておらず不存在であるとしている。

前記(1)の法規に、職員の提出した弁明書に対して返答書を作成しなければならない旨の規定がないことは明らかである。

仮に職員の弁明書が委員会に提出されたとしても、委員会は当該書面を異議申立人の免職（分限）の事案について調査、審議するための資料とするのであって、資料に関して返答書を作成するという事は想定されていないと思料される。

また、当該返答書が作成されたという具体的な事情も確認できないことから、当該個人情報は不存在と認めざるを得ない。

実施機関の当該個人情報が不存在として不開示とした判断は妥当である。

(4) 免職処分を決定した時の人員と会議録の不開示について

異議申立人は、出席者の氏名等は仮名で開示がいくらかでも可能であると主張しているが、委員会の会議概要「3出席者」欄は黒塗りされており、すべて開示されている。

会議録については、委員会の会議概要として作成された文書中の具体的な審議内容が開示されると、所属長その他必要と認める者の意見を聴取する際に、それらの者が真実を話さず、隠すなどして、分限処分事案

を検討するのに必要かつ十分な情報が得られなくなるおそれがあり、また、聴取された職員等との信頼関係が損なわれるおそれもある。

したがって、当該個人情報、開示することにより人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ、その他当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものといえる。

実施機関の当該個人情報が、条例第14条第5号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

- 3 異議申立人のその余の主張は、当審査会の権限外の事項に関するものであるため審議しない。
- 4 以上の次第であるから、本件異議申立てには理由がないので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年12月2日	諮問の受理（諮問第412号）
②	同年12月8日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年12月17日	審議
④	平成28年1月25日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同年3月17日	審議
⑥	同年4月21日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑦	同年5月19日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	同年6月16日	審議
⑨	同年9月15日	審議
⑩	同年10月20日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
会長	池上純一	大学教授
委員	石川和子	弁護士
委員	伊藤一枝	弁護士
会長職務代理者	柴田雅幸	行政経験者
委員	吉田聰	弁護士

(五十音順)